

生徒(保護者) の皆さんへ

新型コロナウイルス感染症対応について(お願い)

都城西高等学校

寒冷の候 保護者の皆様におかれましてはご健勝のことと存じます。また日頃より本校の教育活動に際し、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、19日、本県に「まん延防止等重点措置」の適用が決まりました。県は対象区域に都城市と三股町を指定しています。期間は21日から2月13日までの約3週間となっています。また河野知事は「かつてない感染爆発の状況にあり、最大限の警戒が求められる」と訴えています。加えて20日に県教育委員会から新たな通知が出されました。

そこで本校における対応を下記の通り考えていますので、ご理解・ご協力を宜しく願います。

記

1 対応期間 **1月21日(金)から2月13日(日)まで**

2 本校で新型コロナウイルスの感染者が確認された場合

PCR検査の結果判明まで時間がかかっている状況です。夜分に判明の連絡があった場合、県とも協議し今後の対応を決めることになり生徒・保護者への直接の連絡が難しい場合もあります。以下の方法での確認をお願いします。

(1) **生徒が授業を受けている時間帯・・・学校へ連絡(0986-23-1904)**

該当クラスや学年、全体(生徒)に対して指示を行い、Classi・本校HPに掲載

(2) **放課後・休業日等の時間帯・・・学校携帯へ連絡(080-5822-0682)**

Classi・本校HPに掲載。どの段階で判断されるかは分からないため、就寝前や登校前にこまめにチェックをお願いします。場合に応じて電話連絡等も行いますが、つながりにくい時間帯もあるため、原則としてClassi・本校HPでの確認をお願いします。

※「学校携帯」は留守電対応(学年・クラス・生徒氏名・感染内容等を入れてください)。録音を確認して折り返し連絡する場合があります。なお時間帯によってはすぐに対応できない場合もありますのでご了承ください。

3 感染症対策の対応について

都城市・三股町がまん延防止等重点措置区域に指定されているため、『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～』のレベル3を基本に対応することになります。具体的には、感染リスクの高い学習活動はこれまで以上に行わず、身体的距離を保ちつつ教育活動を行うことになります。

4 運動・文化部活動の取扱いについて(県からの通知内容)

まん延防止等重点措置区域の県立学校について

- 個人での活動とし、十分な感染症対策を講じた上で必要最低限の人数で実施すること。
- 集団で行う活動は避け、特定の少人数での活動を実施する際は十分な距離を空けて行うこと。
- 密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合っ
て発声したりする活動は行わないこと。

全ての県立学校の活動について

- ・活動時間は、平日2時間以内、学校の休業日は3時間以内とする。
(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上の休養日とすること)
- ・活動場所は、原則、学校内とする。ただし、感染拡大防止対策を十分に実施できる施設等については可とする。その際、生徒の移動等についても感染防止対策を徹底

すること。なお、学校外で活動を行う際には、必ず、事前に管理職との確認を行うこと。

- ・他校との交流（合同練習や対外試合）は行わないこと。
- ・施設に限られる競技や人数不足により、日頃から合同で練習している場合は、複数校での活動ができるものとする。

全ての県立学校に共通する具体的な留意事項について【レベル2地域】【レベル3地域】

- 器具や用具の不必要な使い回しを避け、共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせること。
- 体育館など屋内で実施する必要がある場合は、こまめな換気や、手洗い、消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）を徹底すること。また、長時間の利用を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数による利用とすること。特に屋内において多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対に避けること。
- 更衣や部室等の利用については、短時間の利用とし、一斉に利用することは避けること。
- 部活動終了後に、生徒同士で食事をすることを控えるよう特に指導を徹底すること。
- 運動時は、身体へのリスクを考慮し、マスクの着用は求めないが、活動の前後における着替えや移動の際や、教職員等による指導内容の説明やグループでの話合いの場面、用具の準備や後片付けの時など、生徒が運動を行っていない際は、可能な限りマスクを着用すること。
- マスクを外して活動を行う場合には、互いの距離を2m以上確保するとともに、生徒に不必要な会話や発声を行わないよう指導すること。
- 軽度な運動等を行う場合や生徒がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではないこと。また、マスク着用時には、例えば、呼気が激しくなるような運動を行うことを控えたり、生徒の呼吸が苦しい様子が見られる場合は、必要に応じてマスクを外し、他の生徒との距離を2m以上確保して休憩するよう指導すること。

5 出停等の扱いについて

本人に発熱等の風邪症状がある場合・本人に症状はないが出停となる場合

1/7付け文書の通りとなりますが、**風邪症状と思われる場合はこれまで以上に無理することなく判断してください。**また連絡の際は、「風邪症状」と伝えていただくと出停扱いとなりますので、宜しく願います。

6 その他

- (1) **マスクを外した活動の場面での感染が多いとの報告を受けています。**登下校中も含め、適切な距離が取れない場所や会話をする場面では必ずマスクを着用してください。また外した場合は会話は控える等の対応を宜しく願います。
- (2) 「同居の方が濃厚接触者になった場合、本校生徒はどうなるか」の問い合わせが多くあります。多くの場合は、万が一を考えて登校せずに出停扱いとなっています。ご家庭の事情に合わせて判断していただければと思います。
- (3) **新型コロナ関係の情報は個人情報のため、確かであってもSNS等での掲載は禁じられています。**全員が協力しながら収束に向けた教育活動が行われるようにご協力を宜しく願います。
- (4) 本校が臨時休校等の対応になった場合は、部活動も含め、全ての教育活動が原則休止となります。
- (5) 大会等に参加をする際は、PCR検査等無料化の事業を検討ください。

【県ホームページ：新型コロナウイルス感染症対策特設サイト】

～PCR検査等の無料検査開始について～

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/fukushihoken/covid-19/kenmin/20211221130411.html>

本プリントは Classi・本校 HP にも掲載しています。